

職 発 第 1 0 7 号

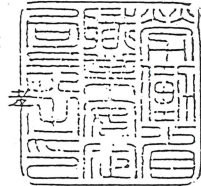
昭和 6 0 年 3 月 1 3 日

防 衛 施 設 庁 次 長

小 谷 久 殿

労働省職業安定局長

加 藤



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「法」という。）案の国会提出に際し、下記のとおり確認する。

記

- 1 法は、派遣先と派遣労働者の間には単に指揮命令関係のみが存在し、法律上又は事実上の雇用関係は、専ら派遣元と派遣労働者の間にのみ存在する場合を念頭に置き、所要の規制をするものであるから、法案第2条第1号において「労働者派遣」から除外される「当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするもの」には、当該他人に対し当該労働者について事実上の雇用者の業務を行わせることを約してするものが含まれる。
- 2 我が国は、駐留軍等労務者を雇用し、駐留軍等に労務を提供しているが、駐留軍等との間に締結している労務提供契約において、駐留軍等に対し、当該労務者の実質的な採用、解雇の決定、年次有給休暇の時季変更権の行使等、事実上の雇用者の業務の一部を行わせることを約している。
- 3 以上から、駐留軍等労務者の提供は、法案第2条第1号の労働者派遣には該当しない。したがって、当該労務者に関しては、法は適用されない。

